

平成19年から住民税と所得税が変わります。

税源移譲により所得税と住民税の税率が変わります。

三位一体改革による税源移譲に伴い、平成19年(度)分から、みなさんが納めている個人村民税(以下「住民税」とします。)と所得税が大きく変わります。

今回の税源移譲によって、地方自治体は必要な財源を直接確保できることになり、自主性を発揮し、村民のみなさんにより身近な行政サービスを提供することができるようになります。

なぜ変わるのか？

今回の改正は、国が進める三位一体改革によって行われます。三位一体改革とは、「地方でできることは地方で」を基本方針に、「国庫補助負担金」「税源移譲」「地方交付税」の3つの改革を一体的に行うために国が進めているものです。

このうち税源移譲では、より身近な行政サービスをより効率よく行えるように、地方の財源を強化し、交付税などへの依存を少なくするために行われます。

どう変わるか？

今回の税源移譲では、住民税所得割と所得税の税率がそれぞれ変わります(表1)。

住民税所得割の税率は、平成18年

度までは3段階でしたが、平成19年度からは、所得の多い少ないにかかわらず、一律に10%に変わります。

一方、所得税では、従来は4段階の税率が適用されていましたが、平成19年1月の給与からは、6段階の税率が適用されます。これによって、ほとんどの人は所得税が減り、住民税が増えることになります。

また、所得の種類などによっては、税源移譲の影響が出る時期がずれる場合もあります。(表4)

税負担は増える？

今回の移譲は、税金の移し替えにより、所得税と住民税の税率が変更されるため、納税者の負担額(所得税と住民税を合わせた額)は変わりません。(表2)

しかし、平成19年度から景気の回

回復によって定率減税が廃止されることや、みなさんの収入の増減により実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

定率減税が廃止されます

定率減税は、平成11年度から景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入されました。しかし、経済状況の改善を踏まえ段階的に見直しが行われ、平成19年1月(住民税は6月)徴収分から廃止されることになりました(表3)。

■表2 税源移譲による負担額の変動(年額)

●給与所得者(単身者)の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円
1,000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円	868,500円	650,500円	1,519,000円

●給与所得者(夫婦と子ども2人)の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後		
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円
1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円	590,500円	539,500円	1,130,000円

※夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※上の表は、税源移譲による負担の変動を示すものです。平成19年からの所得税と住民税の実際の負担額については、定率減税の廃止などによる影響がありますのでご注意ください。

■表3 定率減税の内容と廃止による所得税(住民税)の負担額の変化

●定率減税の内容

	11年(度)~17年(度)分	18年(度)分	19年(度)分以降
所得税	税額の20%相当額を控除(限度額25万円)	税額の10%相当額を控除(限度額12.5万円)	廃止
住民税	税額の15%相当額を控除(限度額4万円)	税額の7.5%相当額を控除(限度額2万円)	廃止

●定率減税の廃止による負担額の変化
 →給与所得者(夫婦と子ども2人・年額)の場合

給与収入	17年分税額	18年分税額(定率減税縮減)	19年分税額(定率減税廃止)	負担額の変化(18→19)
300万円	7,600円	8,300円	9,000円	700円
500万円	159,800円	177,400円	195,000円	17,600円
700万円	377,000円	418,000円	459,000円	41,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

■表4 所得ごとの税源移譲による影響

種類	所得税	住民税
給与所得者	平成19年1月源泉徴収分から減ります	平成19年6月分から増えます
年金受給者	平成19年2月源泉徴収分から減ります	平成19年6月分から増えます
事業所得者	平成20年3月の確定申告で減ります	平成19年6月分から増えます

問い合わせ 村総務課税務係
 ☎ 49-3111

▼平成18年度 3分の2を減額
 ▼平成19年度 3分の1を減額
 ▼平成20年度以降 全額課税

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。

しかし、急激な税負担の増加を緩和するため、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、合計所得金額が125万円以下の人の税額については、次のような経過措置がとられています。

老年者の非課税措置が廃止されています